

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

条 例

○愛知県地球温暖化対策推進条例	第45号	(地球温暖化対策課)	3
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第46号	(税務課)	10
○あいち森と緑づくり税条例の一部を改正する条例	第47号	(同)	11
○愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例	第48号	(障害福祉課)	11
○愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	第49号	(農地計画課)	11
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第50号	(建設総務課)	12
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第51号	(建築指導課)	12
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第52号	(病院事業庁管理課)	13
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	第53号	(子ども女性安全対策課)	14

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県地球温暖化対策推進条例（条例第45号）

- 1 全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとした。
- 2 県、事業者及び県民の責務について定めることとした。
- 3 知事は、温室効果ガス総排出量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要な地球温暖化対策の推進に関する計画を定めるものとすることとした。
- 4 事業活動における地球温暖化対策について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 事業者は、事業活動において使用するエネルギーの量を把握し、エネルギーの使用的合理化に努めるとともに、事業活動を行う各過程において温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう努めること。
 - (2) 地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書（以下「地球温暖化対策計画書等」という。）の作成等
 - ア 事業活動における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者は、地球温暖化対策計画書等を作成し、知事に提出すること。また、当該事業者は、地球温暖化対策計画書等の内容を公表するよう努めること。
 - イ 知事は、提出された地球温暖化対策計画書等について、温室効果ガスの排出の状況等を公表するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の状況等の評価を行い、その結果を公表すること。
 - ウ 知事は、提出された地球温暖化対策計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができる。
 - エ 知事は、アの事業者が、地球温暖化対策計画書等を提出せず、又は虚偽の内容を含むものを提出したときは、当該事業者に対し勧告し、勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができること。
- 5 日常生活における地球温暖化対策について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 県民は、日常生活において使用するエネルギーの量を把握し、支障のない範囲内で、温室効果ガスの排出の量がより少ない生活様式となるよう努めること。
 - (2) 小売店舗事業者は、主として日常生活の用に供する未使用のエアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵